

## 令和8年度漁協経営基盤強化対策支援事業委託業務仕様書

### 1 背景

漁業協同組合（以下「漁協」という。）は、漁業者の協同組織として組合員に販売事業や指導事業などのサービスを提供するほか、漁場の利用調整や資源管理などの多様な役割を担っている。

近年、主要魚種の著しい不漁が複数年にわたり続いており、漁獲物の販売手数料をはじめとした収入が減少し、新たな収益源を得られず経営状況が悪化し続ける漁協が数多く存在している。また、漁協の組合員である漁業者や漁協職員の高齢化や減少が進むなど、財務面に加え経営規模や事業実施体制が一層脆弱化している。

国が適切な資源管理の実施による水産業の成長産業化を推進する中、漁獲報告の実施や自主的な資源管理の推進等、漁業の現場において漁協が担う役割は益々重要となっており、合併等による事業実施体制の効率化や収益力向上に向けた取組みを計画的・戦略的に実行できるようにすることが急務となっている。

### 2 業務目的

本事業では、漁協による事業改善計画や合併計画の作成、業務体制の効率化や経営基盤の強化等を支援し、漁協の経営基盤の強化を図ることを目的に実施するものである。

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 業務委託概要

経営改善等を希望する漁協（以下、「対象漁協」という。）に対する伴走型支援業務

対象漁協：令和8年11月30日までに、外部専門家派遣依頼書を県水産課に提出した漁協の中から、県水産課と協議の上決定する。

支援パターン：次の（１）、（２）に分かれる。

（１）経営改善支援（想定：3漁協）

（２）合併支援（想定：6漁協）

### 5 業務内容

受託者は対象漁協への訪問を、支援パターン（１）においては3回以上、支援パターン（２）においては5回以上行い、対象漁協への聴取及び説明等を積極的に実施するものとする。また対象漁協から聴取・分析した内容や対象漁協への対応状況、収集・分析・協議した内容を基に作成した対策・統合案等について、定期報告書にまとめ、県に提出し、その説明を行うこととする。なお、対象漁協への訪問及び県への説明には、オンライン面談等も含むものとする。

(1) 経営改善支援

No.	項目	業務内容
①	現状分析、課題整理	財務諸表の収集・聴取等による経営・財務状況の分析及び課題の抽出、対象漁協への訪問・聴取等による対象漁協事業・業務の分析及び課題の抽出、対象漁協への説明など
②	経営改善策の提案	①を踏まえた、対象漁協への経営改善策の提案及び説明など

(2) 合併支援

No.	項目	業務内容
①	現状分析、現状説明	財務諸表の収集・聴取等による経営・財務状況の分析、対象漁協への訪問・聴取等による対象漁協事業・業務の情報収集及び分析、固定資産情報の収集及び稼働率の分析、合併研究会での現状説明など
②	合併シミュレーション資料の作成	財務諸表の統合案の作成、組合員からの徴収金（賦課金・事業手数料・行使料等）の統合案の作成、固定資産処分案の作成、一般管理費の統合案の作成など
③	合併シミュレーション資料の説明・調整	対象漁協等で組織する合併研究会等にて②作成案の説明・要望聴取、②作成案の調整及び再度の説明など

※本事業における合併シミュレーションとは、組合員からの徴収金（賦課金・事業手数料・行使料）の統合や固定資産の処分、一般管理費の統合など、漁業協同組合の合併に際して対象漁協間の合意形成が必要となる項目を包括し、それらを踏まえ統合・整理した財務諸表等の合併後の事業計画資料を指す。

6 成果物

(1) 提出書類等

成果物として対象漁協ごとに次の書類を提出すること。

No.	名称	提出時期	提出要件
①	定期業務報告書	対象漁協を選定した月の3か月後の10日まで	所定の様式を使用すること※
②	年間業務実績報告書	令和9年2月28日まで	所定の様式を使用すること※
③	(1) 経営改善支援 経営改善策に係る資料一式	令和9年2月28日まで	・対象漁協等へ説明した最終の資料を提出すること
	(2) 合併支援 合併シミュレーション		・対象漁協等へ説明した最終の資料を提出すること

	ン資料一式		<p>・ 所定の様式を使用した事業計画資料を提出すること</p> <p>※ただし、上記計画資料は、対象漁協間の合意形成が必要な項目のうち3項目以上を反映・作成したものとし、同項目について対象漁協等へ説明した最終の資料等についても併せて提出すること</p> <p>(下記より3項目以上を選択)</p>
--	-------	--	---

※契約締結時までには県が示す様式を使用すること。

**対象漁協間の合意形成が必要な項目**

①賦課金の統合、②事業（販売・購買・利用・指導）手数料の統合、③漁業権行使料の統合、④事務手数料の統合、⑤固定資産の処分、⑥一般管理費（職員給与・光熱費など）の統合、⑦組合業務体制及び実施事業の再編、⑧労働条件（職員給与・就業規則・退職給付手当・通勤手当・旅費など）の統合（⑦、⑧については、事業計画への反映がなくても可とする。）

**(2) 提出書類の媒体と部数**

上記提出書類を紙媒体、電子媒体でそれぞれ1部を提出すること。納品する電子媒体は、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。

**(3) 提出先**

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県農政水産部水産課総務・漁協強化・担い手グループ

**(4) 成果物の検査基準**

成果物の検査における合格の基準は、提出書類ごとにその提出要件を満たしていることにより判断する。

**7 委託料の支払条件**

委託料の支払いは、成果物の検査に合格し、成果物を引き渡した後に請求することができる。

**8 秘密の保持について**

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏えい、資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。また、本業務の結果データ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、香川

県の指示に従わなければならない。

## 9 著作権について

本業務によって生じた成果物の著作権は、香川県に帰属する。ただし、受託者が受託前から保持する著作物あるいは第三者の著作物の著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

## 10 その他

- ・受託者は、本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じた時は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の詳細を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- ・受託者は、県から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。